

子ども・若者への近江牛食育推進事業  
学び・体験の提供支援補助金交付要綱

令和7年(2025年)6月3日  
滋 畜 第 421 号

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県内に事業所を置いて活動する近江牛の生産者、流通・販売事業者、生産・流通関係団体等が子どもや若者を対象に実施する近江牛をテーマとする学習の機会の提供に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(事業実施主体、対象品目、補助対象経費および補助率等)

第2条 事業実施主体、交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象となる経費および補助率等は、別表1および2に掲げるとおりとする。

(交付申請書)

第3条 規則第3条に規定する交付申請書の様式および添付書類は別記様式第1号のとおりとし、知事が別に定める期日までに正本1部を提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(事業の変更の承認)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (3) 補助金交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合において、必要があると認めるときは、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することができる。

(補助事業実施期間)

第5条 補助事業実施期間は、規則第6条に基づく補助金交付決定通知で定める日から

事業実施年度の2月27日までとする。

(実績報告書の添付書類等)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書の様式および添付書類は別記様式第3号のとおりとする。

2 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の翌日から起算して30日を経過した日とする。

(概算払等)

第7条 補助事業者は、概算払により補助金等の交付を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく事業の変更承認の申請、第6条の規定に基づく実績報告、第7条の規定に基づく概算払の請求および第8条の規定に基づく消費税仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿の整備保管)

第11条 補助事業者は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿および関係書類を整備保管するものとする。ただし、

その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は令和7年6月3日から施行し、令和7年度の補助金に限り適用する。

別表1(第2条関係)事業実施主体および対象事業

事業実施主体	対象事業
滋賀県内に事業所を置いて活動する近江牛生産者、流通・販売事業者、生産・流通関係団体	子どもや若者を対象に実施する近江牛をテーマとする学習の機会の提供

別表2(第2条関係)補助対象経費および補助率等

補助対象経費	補助率等
近江牛をテーマとする学習の機会の提供に要する次の経費 ・消耗品費(学習および学習と併せて行う試食提供に用いる近江牛等購入費を含む)、役務費、機械・器具等借上料、会場使用料、教材・広報資材作成費、印刷製本費、通信運搬費、謝金、旅費、振込・送金手数料 ・上記の他、知事が特に必要と認める経費	知事の定める額 (1事業実施主体 当たり上限300 千円)

(別記様式第1号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業  
学び・体験の提供支援補助金  
交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所:

氏名:

発行責任者・担当者 氏名:

※法人にあっては発行責任者および担当者の氏名

連絡先電話番号:

FAX番号:

E-mail:

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、滋賀県補助金等交付規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消された場合であっても、何ら異議の申立てを行いません。

記

補助金交付申請額 金 円

(関係書類)

- 1 事業計画書および収支予算書(別記様式第1号-1)
- 2 誓約書(別記様式第1号-2)
- 3 役員名簿(別記様式第1号-3) ※法人・団体の場合のみ提出
- 4 定款・規約等の写し ※法人・団体の場合のみ提出
- 5 その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第1号-1)

子ども・若者への近江牛食育推進事業  
学び・体験の提供支援補助金  
実施計画および収支予算書

1 事業の目的と概要

## 2 事業計画

### (1) 事業のスケジュール

実施時期	内容	備考

### (2) 事業費

費目	補助対象経費(円)	経費の積算
計		

### 3 経費の配分

[単位:円]

区分	補助対象経費	負担区分			備考
		県補助金	実施主体	その他	
学び・体験の提供					
計					

### 4 事業の着手および完了予定年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 収支予算

(1) 収入の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	備考
県補助金		
事業主体負担金		
その他		
計		

(2) 支出の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	備考
学び・体験の提供		
その他		
計		

(別記様式第1号-2)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、県が滋賀県警察本部等の関係機関に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 申請日現在において、国税および地方税の滞納はありません。
  
- 2 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  
- 3 2の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

滋賀県知事 あて

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 \_\_\_\_\_

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_



(別記様式第2号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業  
学び・体験の提供支援補助金  
変更承認申請書

令和 年 月 日  
番 号

滋賀県知事

補助事業者 住所:

氏名:

発行責任者・担当者 氏名:

※法人にあつては発行責任者および担当者の氏名

連絡先電話番号:

FAX番号:

E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知があつた上記補助事業について、下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(注) 変更の場合は、事業変更に係る実施計画および収支予算書(別記様式第1号-1)、  
その他事業変更内容を説明する資料を添付すること

(別記様式第3号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業  
学び・体験の提供支援補助金  
実績報告書

令和 年 月 日  
番 号

滋賀県知事

補助事業者 住所:

氏名:

発行責任者・担当者 氏名:

※法人にあつては発行責任者および担当者の氏名

連絡先電話番号:

FAX番号:

E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

また、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金 円を交付されるよう請求します。

【振込口座】

銀行名・支店名:

口座種別 :

口座番号 :

(フリガナ)

口座名義 :

(添付書類)

- 1 実施実績および収支精算書(別記様式第3号-1)
- 2 事業活動の様子がわかる写真等
- 3 学習に参加した子ども・若者に行ったアンケートの回答
- 4 その他事業実績を説明する資料等

(別記様式第3号-1)

子ども・若者への近江牛食育推進事業  
学び・体験の提供支援補助金  
実施実績および収支精算書

1 実施事業内容

(1) 事業の概要

実施時期	内容	参加した 子ども・若者の人数	備考

(注) 学習会を行った場合は、開催日時ごとに、場所、内容、参加人数を記載すること

(2) 事業費

費目	補助対象経費(円)	経費の積算
計		

(3) 事業の成果(または効果)

--

・学習に参加した子ども・若者の人数合計： \_\_\_\_\_ 人

・アンケートの回答結果

回答した子ども・若者の人数： \_\_\_\_\_ 人

うち学習に参加して「よかった」と回答した人数： \_\_\_\_\_ 人

3 経費の配分

[単位:円]

区分	補助対象経費	負担区分			備考
		県補助金	実施主体	その他	
学び・体験の提供					
計					

4 事業の着手および完了年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 収支精算

(1) 収入の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	本年度精算額	備考
県補助金			
事業主体負担金			
その他			
計			

(2) 支出の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	本年度精算額	備考
学び・体験の提供			
その他			
計			



(別記様式第5号)

消費税等仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日  
番 号

滋賀県知事

補助事業者 住所:

氏名:

発行責任者・担当者 氏名:

※法人にあつては発行責任者および担当者の氏名

連絡先電話番号:

FAX番号:

E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業について、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 令和 年 月 日付け滋畜第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円